

適合証明業務(新築・一戸建て住宅)

融資種別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35		27,500	15,400	17,600
フラット35S		38,500 ※1	19,800	22,000
竣工済特例	フラット35	27,500	—	33,000
	フラット35S	38,500	—	41,800
財形住宅融資		27,500	15,400	17,600

※1 フラット35Sの設計検査手数料に下記金額を加算する (税込単位:円)
 ・評価方法基準I-1に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)で、仕様規定の場合は13,200円、許容応力度計算の場合は19,800円を加算

適合証明業務(新築・共同建て)

区分		融資種別	設計検査	竣工現場検査	
				建設評価無し	建設評価有り
一般申請	分譲	フラット35・35S 財形住宅融資	19,800	110,000+(N×3,300)	5,500+(N×550)
	一括申請	分譲	フラット35・35S 財形住宅融資	55,000+(N×4,400)	110,000+(N×3,300)
	賃貸	各種別共通	22,000+(N×4,400)	16,500+(N×3,300)	

(N:戸数、税込単位:円)

適合証明業務(既存)

融資種別	一戸建ての住宅	共同建て
フラット35・35S	44,000	22,000+(N×22,000)
財形住宅融資	44,000	—

(N:戸数、税込単位:円)

適合証明業務(リフォーム)

融資種別	手数料
①:耐震改修工事	38,500
②:エネルギー消費性能向上工事 (グリーンリフォームローン)	38,500
③:高齢者居住環境改善工事(部分的バリアフリー工事)	33,000
④:高齢者居住環境改善工事(ヒートショック対策工事)	33,000
⑤:その他の融資対象リフォーム工事	16,500 加算

(税込単位:円)

フラット35 リノベ

融資種別		事前確認※1 (物件売買時)	適合証明 (リフォーム工事後)
【フラット35】 リノベ	下記以外	44,000	44,000
	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)		55,000
	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)		66,000
リフォーム工事後に一括して 物件検査を実施する場合 (買取再販に限る)	下記以外	—	55,000
	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)		66,000
	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)		77,000
上記のそれぞれに追加項目がある場合			別途見積り
共同建ての場合			別途見積り

※1 耐震評価基準の確認を要する場合、一戸建て等の場合22,000円加算。マンションの場合別途見積りとする。 (税込単位:円)
 (耐震評価:「建築確認日がS56.5.31以前」又は「表示登記の原因及びその日付がS58.3.31以前」の住宅(いわゆる旧耐震の住宅)の場合に必要な耐震評価)

設計住宅性能評価(必須項目)

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	42,900
	$100\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	49,500
	$300\text{m}^2 < A$	99,000
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	$55,000 + M \times 4,400$
	$300\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$99,000 + M \times 4,400$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$165,000 + M \times 4,400$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$275,000 + M \times 4,400$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$330,000 + M \times 4,400$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$385,000 + M \times 4,400$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$440,000 + M \times 4,400$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$517,000 + M \times 4,400$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$627,000 + M \times 4,400$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$748,000 + M \times 4,400$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$847,000 + M \times 4,400$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※1 戸建て住宅で『1-1～1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合は、各面積区分の料金を19,800円を加算した額とする。

※2 建築行為を伴わない既存住宅に係るものは別途見積りとなります。

設計住宅性能評価と長期使用構造等確認申請併願手数料・長期使用構造等確認申請手数料

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	46,200
	$100\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	52,800
	$300\text{m}^2 < A$	107,800
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	$63,800 + M \times 4,400$
	$300\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$107,800 + M \times 4,400$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$176,000 + M \times 4,400$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$297,000 + M \times 4,400$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$352,000 + M \times 4,400$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$385,000 + M \times 4,400$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$462,000 + M \times 4,400$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$550,000 + M \times 4,400$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$660,000 + M \times 4,400$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$825,000 + M \times 4,400$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$935,000 + M \times 4,400$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※1 戸建て住宅で『1-1～1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合は、各面積区分の料金を19,800円を加算した額とする。

※2 長期使用構造等確認の申請において、増築・改築の手数料について戸建住宅は49,500円とする。また、共同住宅等は別途見積りとする。

建設住宅性能評価(必須項目)

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	90,200
	$100\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	103,400
	$300\text{m}^2 < A$	169,400
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	$99,000 + M \times 9,900$
	$300\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$176,000 + M \times 9,900$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$220,000 + M \times 9,900$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$275,000 + M \times 9,900$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$330,000 + M \times 9,900$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$385,000 + M \times 9,900$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$451,000 + M \times 9,900$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$539,000 + M \times 9,900$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$649,000 + M \times 9,900$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$792,000 + M \times 9,900$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$1,034,000 + M \times 9,900$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※ 紛争処理負担金を含む金額とする

設計・建設住宅性能評価(選択項目)

選択項目	追加手数料(戸建)	追加手数料(共同住宅等)
火災時の安全に関すること	1,100	$M \times 1,100$
空気環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
光・視環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
音環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
高齢者等への配慮に関すること	1,100	$M \times 1,100$
防犯に関すること	1,100	$M \times 1,100$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※ 複数選択の場合は、追加の合計金額から20%減額する。

建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価手数料

		一般料金		評価書等有り※1	
住宅	戸建住宅	38,500		8,800	
	共同住宅等※3	住戸のみ	基本料金(a) 93,500	(a)+(b)×戸数	左記料金の1/2
			戸数単価(b) 4,400		
	共同住宅等※3	建物全体	基本料金(a) 93,500	(a)+(b)×戸数+(c)	左記料金の1/2
			全戸数単価(b) 4,400		
共用部(c) 93,500					
非住宅建築物		省エネ適判手数料に準ずる			

(税込単位:円)

- ※1 評価書等有りとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級、及び一次エネ等級が確認できるものを指します。
- ※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは一般料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。
- ※4 業務規程第11条第1項のシール又はプレートを発行する料金は上記に含まれません。

- * 複合建築物とは、住宅部分・非住宅部分を有する建築物とする。
- * 複合建築物の手数料は、非住宅建築物の手数料に住宅の手数料を合算したものとする。

建築物省エネ法関係(35条・41条)技術的審査手数料

		一般料金		評価書等有り※1
住宅	戸建住宅	38,500		8,800
	共同住宅等※3	基本料金(a) 93,500	(a)+(b)×戸数+(c)	左記料金の1/2
		全戸数単価(b) 4,400		
		共用部(c) 93,500		
非住宅建築物		省エネ適判手数料に準ずる		

(税込単位:円)

- ※1 評価書等有りとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できるものを指します。
- ※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは一般料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

- * 複合建築物とは、住宅部分・非住宅部分を有する建築物とする。
- * 複合建築物の手数料は、非住宅建築物の手数料に住宅の手数料を合算したものとする。

低炭素建築物技術的審査手数料

		一般料金		評価書等有り※1
住宅	戸建住宅	38,500		8,800
	共同住宅等※3	基本料金(a)	93,500	(a)+(b)×戸数+(c) 左記料金の1/2
		全戸数単価(b)	4,400	
		共用部(c)	93,500	
非住宅建築物		省エネ適判手数料に準ずる		

(税込単位:円)

※1 評価書等有りとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できるものを指します。

※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは一般料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

* 複合建築物とは、住宅部分・非住宅部分を有する建築物とする。

* 複合建築物の手数料は、非住宅建築物の手数料に住宅の手数料を合算したものとす。

住宅性能証明書(贈与税非課税措置)の証明業務に係る手数料【戸建住宅】

■住宅性能証明書

省エネ (断熱等級5以上かつ 一次エネ等級6以上)	断熱性能等級5以上かつ一次エネ等級6以上 が確認できる証明書等あり※2		断熱性能等級5以上かつ一次エネ等級6以上 が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※7	35,200	22,000	64,900	51,700	16,500
住宅の増改築等	—	—	64,900	51,700	16,500

耐震性・免震建築物	耐震等級2以上又は免震建築物 が確認できる証明書等あり※3		耐震等級2以上又は免震建築物 が確認できる証明書等なし※3		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※8	35,200	22,000	64,900 許容応力度計算の場合は 上記に19,800円加算	51,700 許容応力度計算の場合は 上記に19,800円加算	16,500
住宅の増改築等	—	—	64,900	51,700	16,500

高齢者等配慮対策	高齢者等配慮対策等級3以上 が確認できる証明書等あり※4		高齢者等配慮対策等級3以上 が確認できる証明書等なし※4		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※9	22,000	15,400	51,700	45,100	16,500
住宅の増改築等	—	—	51,700	45,100	16,500

(税込単位:円)

■増改築等工事証明書(8号工事)

種別	省エネルギー性※13		耐震性・免震建築物		高齢者等配慮対策等級		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の増改築等(8号)	64,900	51,700	64,900	51,700	51,700	45,100	16,500

(税込単位:円)

■証明書再発行

1通あたり	1,100
-------	-------

(税込単位:円)

- ※1 手数料には住宅証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な現場検査(以下「本検査」といいます)を含んでいます。
- ※2 断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できるものを指します。
- ※3 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書(既存住宅の場合は建設住宅性能評価書)、その他の耐震等級2以上又は免震建築物が確認できるものを指します。
- ※4 高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の高齢者等配慮対策等級3以上が確認できるものを指します。
- ※5 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。
- ※6 他検査同時とは弊社が行う確認検査、適合証明、建設評価又は瑕疵保険の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。
- ※7 新築の場合の省エネルギー性に関する現場検査は、下地張り直前の工事の完了時及び竣工時です。
- ※8 新築の場合の耐震性に関する現場検査は、基礎配筋完了時、躯体工事完了時及び竣工時です。ただし建築基準法の検査済証を提出した場合は竣工時の検査は行わない。
- ※9 新築の場合の高齢者等配慮対策に関する現場検査は、竣工時です。
- ※10 検査なしとは、申請時に所定の書類がそろった申請で現場検査を実施しない場合を指します。
- ※11 再検査は、1回分の手数料になります。
- ※12 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。
- ※13 共同住宅等の申請手数料は別途見積りとなります。
- ※14 増改築等工事証明書(1～7号工事)は別途見積りとなります。

建物状況調査業務の調査料金

		床面積	
		200㎡未満	200㎡以上
一戸建て住宅		55,000	77,000
共同住宅等	住戸型	55,000	77,000
	住棟型	別途見積り	別途見積り

(税込単位:円)

- ※1 コンクリートの圧縮強度を測定する場合は、5,500円加算する。
- ※2 鉄筋探査の測定をする場合は、5,500円加算する。
- ※3 設備配管等の調査を実施する場合は、5,500円加算する。
- ※4 調査実施日から1年以内に委任者から調査結果の再説明の依頼があった場合は、再説明料金として11,000円とする。
- ※5 調査実施後、再調査依頼があった場合は、上記表の料金とする。
- ※6 調査実施日から1年以内の調査報告書の再発行を求められた場合は、複写を再発行し、手数料を2,200円とする。
- ※7 建物状況調査業務の前に、事前に調査が必要な場合は、11,000円で事前調査を実施する。
- ※8 業務規程第4条第3項の業務時間外に建物状況調査業務を実施する場合は、11,000円加算する。
- ※9 特殊な事情があると認めた場合は、別途協議により算定する。

他検査と同時に行う場合の調査料金の減額

- ① 指定住宅瑕疵担保責任保険法人が取扱う既存住宅売買瑕疵保険の検査と同時に行うときは、調査料金を11,000円減額とする。
 - ② 住宅金融支援機構によるフラット35 利用のための、中古住宅の物件検査と同時に行うときは、調査料金を11,000円減額とする。
- 上記①検査及び②検査と同時に行うときは、調査料金を22,000円減額とする。

構造計算適合性判定手数料

床面積の合計	構造計算が右記以外の方法によって行われたもの	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの
$A < 1,000\text{m}^2$	200,000	130,000
$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	250,000	140,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	300,000	180,000
$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	400,000	220,000
$50,000\text{m}^2 < A$	700,000	380,000

(非課税単位:円)

- ※ 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。
- ※ 当社が建築確認申請を引受けた建築物は、判定を行えません。
- ※ 当社と委託契約をしている判定員が代表者である設計事務所の関与した建築物について、その判定は行えません。
- ※ 任意の構造計算適合性判定の手数料は上表の金額に消費税が加算されます。